

香川県広域水道企業団水道事業等審議会の会議の公開に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県広域水道企業団水道事業等審議会規程（令和5年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）第4条に基づき、香川県広域水道企業団水道事業等審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- （1）当該会議において、香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- （2）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかは、前項の規定に基づき、審議会が決定するものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）がいるときは、会長は、傍聴人を会場から退去させなければならない。

（会議の傍聴）

第3条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会場の受付で傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会議の傍聴人の定員は8人とし、傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、関係行政機関及び報道機関については、傍聴人の定員に含めないものとする。

3 傍聴人は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

4 傍聴人は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

6 会長は、傍聴人が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をしたときは、当該傍聴人に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴人がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（会議資料の配布）

第4条 審議会の会議を公開するときは、傍聴人に会議資料を配布するものとする。この場合において、図面・地図、写真、報告書等の会議資料について、会長が認めたときは、傍聴人に配布するのではなく、会場において閲覧させる方法に代えることができる。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から実施する。